

令和5年10月30日

茨城地方最低賃金審議会

会長 清山 玲 殿

茨城地方最低賃金審議会

茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会

部会長 清山 玲

茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年9月11日、茨城地方最低賃金審議会において付託された茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、公益委員が別紙の提示を行い採決したところ、時間額について全会一致の決定が得られなかったため、貴審議会において更に審議されることを希望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
部 会 長	清 山 玲	梅 原 清 活	澤 畑 英 史
部 会 長 代 理	野 村 貴 広	大 森 玄 則	村 田 寛 和
	文 堂 弘 之	山 田 誠	築 瀬 剛

別紙

茨城県鉄鋼業最低賃金

- 1 適用する地域  
茨城県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
    - イ 清掃又は片付けの業務
    - ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,046円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和5年12月31日